令和８年
第４回市議会定例会　議案第２９号
函館市下水道条例の一部改正について
函館市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市下水道条例の一部を改正する条例

函館市下水道条例（昭和４９年函館市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「排水設備工事業者」の後ろに「（次項において「指定排水設備工事業者」という。）」を加え，同項に次のただし書を加える。

ただし，災害その他非常の場合において，管理者が必要があると認めるときは，管理者以外の法第４条第１項に規定する公共下水道管理者からこの項本文の指定に相当する指定を受けた者も，排水設備の新設等の工事を施行することができる。

第４条第２項中「前項の排水設備工事業者」を「指定排水設備工事業者（前項ただし書の規定により排水設備の新設等の工事を施行することができることとされた者を含む。）」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における排水設備の工事の施行に関する規定を整備するため